

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

事業廃止後の事業税

Q：私は、平成8年4月に個人で営んでいた事業を法人組織に切り替えました。個人事業廃止後に事業税を納付した場合には、必要経費に算入することができなくなりますが、どのように処理したらよいのでしょうか。

A：事業税を課税される事業を営んでいる人がその事業を廃止し、その廃止年分の所得に課税される事業税については、次の算式により計算した事業税の見込額を廃止年分の所得金額の計算上必要経費に算入することができます。

$$\frac{(A \pm B) R}{1 + R}$$

- A --- 事業税の課税見込額を控除する前のその年分のその事業に係る所得の金額
- B --- 事業税の課税標準額の計算上Aの金額に加算し又は減算する金額
- R --- 事業税の税率

上記の取扱いによらない場合には、廃止年分の事業税について納付が確定したときに、事業を廃止した年分の所得の金額から控除することもできます。

この場合は、廃止年分の事業税を納付すべきことが確定した日の翌日から2ヶ月以内に更正の請求の手続をすることが必要になります。

